

「中学生の税に関する標語」

新津税務署長賞に 森田 洋美さん 国税モニター賞に 川瀬美由紀さん 入賞

毎年、広く住民の皆さんに税の意義や役割を正しく理解していただくための各種行事の一環として、小須戸中学校の生徒さんから応募いただいた中から、次の皆さんが優秀作品として入賞されました。

◇新津税務署長賞

税金と みんなの心があつまれば きつとできます よい町づくり
一年 森田 洋美

◇国税モニター賞

この川 この街 この緑 みんなの税が生きている
一年 川瀬 美由紀

◇小須戸町長賞

あなたのため 未来のために 生きる税



三年 小柳 美和子
◇小須戸町租税教育推進協議会長賞

納めます 明るい社会を 作るため
二年 内山 綾子

税金で 支える豊かな 良い暮らし
二年 加藤 小百合

税金で つくる幸せ 住みよい日本
二年 佐藤 香織

税金で 築くよい国 よい世界
二年 丸山 卓

退職金や年金と税

〔退職金と税〕

退職金は、長年の勤労の対価であることから、勤続年数に応じて所得金額を計算し、他の所得と区分して税額を計算するなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。

一、所得金額の計算

「退職所得の金額」は、退職金の額から「退職所得控除額」を控除した金額に二分の一を掛けて求めます。

「退職所得控除額」は勤続年数に応じて決まり、勤続二十年までは一年につき四十万円、二十年を超える分については一年につき七十万円を掛けて計算します。

ただし、勤続年数が二年以下の場合には八十万円をもって退職所得控除額とします。

二、税額の計算

退職金にかかる税金は、「退職所得の金額」に税率を掛けて計算します。

退職金には所得税と住民税がかかりますが、通常、退職金の支払を受けるときは他の所得と分離して源泉徴収されますので、原則として確定申告をする必要はありません。

〔年金と税〕

国民年金・厚生年金などの公的年金や生命保険・郵便年金などの私的年金を受け取ったときには雑所得として所得税がかかります。

公的年金等とは、国民年金法、厚生年金保険法、共済組合法などの法律に基づく年金や適格退職年金契約に基づいて支給を受ける年金などをいい、また、私

的年金とは、生命保険契約、郵便年金契約などに基づく年金や退職金共済、退職年金契約に基づく年金などをいいます。

公的年金と私的年金では、次のとおり所得金額の計算方法が異なります。

一方、私的年金にかかる雑所得の金額は、収入金額から保険料または掛金の総額を基礎として計算する必要経費を控除して計算します。

なお、遺族年金や国民年金法などによる障害年金などは非課税所得となり、税金はかかりません。

詳しくは、新津税務署でおたずねください。



「農年で豊かな老後を、農業者年金に加入しましょう」

前月号では、農業者年金の制度の概要と加入資格についてお知らせしましたが、今回は受給の内容についてお知らせします。農業者年金の受給については、農業経営を引退（経営移譲）して受給する経営移譲年金と、経営を移譲しなかった場合に受給できる農業者老齢年金があります。

◎経営移譲年金とは

農業者年金の保険料納付済期間が二十年以上ある人が、六十五歳までに自分名義の農地等を後継者か第三者に譲るか貸し付けたり、売り渡したりして農業経営をやめた場合に、終身受けられる年金です。

この場合、経営移譲したときの相手方が農業者年金の被保険者等であれば、加算の付いた年金（加算付年金）が支給され、サラリーマン後継者等であれば、加算の付かない年金（基本額年金）が支給されます。

◎農業者老齢年金とは

農業者年金の保険料納付済期間が二十年以上ある人が、六十五歳までに経営移譲をしなかった場合に、六十五歳から終身受けられる年金です。加算付経営移譲年金の約二分の一の額です。

これだけの年金が受給できます

〈経営移譲年金の試算〉

年金額は保険料を納めた月数で決まりますので、保険料納付済期間が多いほど年金額は多くなります。

注〔1〕65歳を支給開始年齢としました。

〔2〕保険料額(月額)については、平成4年から平成8年までは平成2年度価格で毎年800円ずつ引き上げられると仮定しました。

〔3〕年金額及び保険料額は、平成3年度3.1%、平成4年度3.3%、平成5年度以降は物価スライド(年率2%)及び所得スライド(年率4%)を見込んでいます。

昭和37年4月生まれの人の場合 (単価：千円)

農年に加入する年月	加入年数	保険料納付額(60歳まで)	経営移譲年金(加算付)	
			65歳時	65歳から80歳までの累額
平成4年4月	30年	10,508	2,412	51,817
平成14年4月	20年	8,545	1,608	34,545

